

○長浜市附属機関設置条例

平成25年 9 月30日 条例第27号

改正

平成26年 3 月28日 条例第15号

長浜市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置等)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員(次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。)の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委員の守秘義務)

第5条 附属機関の委員(第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(長浜市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長浜市特別職報酬等審議会条例(平成18年長浜市条例第41号)

(2) 長浜市公有財産審議会設置条例(平成18年長浜市条例第57号)

(3) 長浜市高齢者保健福祉審議会条例(平成18年長浜市条例第124号)

(4) 長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会条例(平成18年長浜市条例第129号)

(5) 長浜市公共下水道事業審議会条例(平成18年長浜市条例第166号)

(6) 長浜市総合計画審議会条例(平成18年長浜市条例第229号)

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関及びその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際市長又は教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

附 則(平成26年 3 月28日 条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月1日から施行する。

(長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表長浜市病院事業倫理委員会の委員の項の次に次のように加える。

ながはまグローバルチャレンジ応援事業 審査会の委員	識見を有する委員	
	日額	15,000円
	その他の委員	
	日額	4,400円

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	前各諮問機関 記載省略にて		
	長浜市森林ディレクション 審議会	森林施策の基本方針及び計画の策定及び進行管理並びに森づくりの推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内
	長浜市歴史まちづくり協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画に関し必要な事項を調査審議すること。	14人以内
	長浜市地域公共交通会議	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進に関し必要な事項を調査審議すること。	23人以内
	長浜市住生活基本計画策定委員会	本市における住宅政策の基本的な計画の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議すること。	6人以内
	長浜市下水道事業審議会	下水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内
	長浜市簡易水道事業審議会	簡易水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内
教育委員会	長浜市教育委員会事務評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内
	以降 各諮問機関 記載省略にて		
市長及び教育委員会	長浜市プロポーザル選定委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募又は指名の方法により候補者を選定する場合の当該候補者の選定に関し必要な事項を審査すること。	案件ごとに15人以内

長浜市森林ディレクション審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市森林ディレクション審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市森づくり計画(長浜市森林整備計画)の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 長浜市の森林施策の基本方針、計画策定及び進捗管理に関すること。
- (3) その他長浜市の森づくりに関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 森林関係機関の推薦を受けた者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する者がこれにあたる。

3 部会長は、専門部会を総括する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業経済部森林整備課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○ 長浜市森林ディレクション審議会の所掌事務

・26年度 長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）の改定に関し、長浜市の森づくりの課題整理と改定します計画の施策の方向性、各施策内容にご提言を頂くものです。

・27, 28年度におきましては、森林に関します各種方針、計画につきまして、改定が生じた場合の審議と毎年の進捗管理につきましてご提言なりご意見を頂くものです。

## ○ 会議の公開について

・長浜市の附属機関の会議等の公開等に関する要綱にもとづき、公開とします。

なお、公開につきましては、会議の開催周知、会議の傍聴及び会議結果（会議概要、会議資料）の閲覧として、市のホームページにて公開とします。

# 傍 聴 要 領

## 長浜市森林ディレクション審議会

長浜市森林ディレクション審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守して下さい。

### 1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 長浜市森林ディレクション審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けて下さい。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席して下さい。

### 2. 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、(喫煙)等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他の会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

### 3. 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

### 4. その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせ下さい。

